

第202100059584号  
令和3年5月31日

各県立学校長 様

体育保健課長  
(公印省略)

運動部活動におけるマスク着用に係る基本的な考え方について（通知）

運動部活動におけるマスク着用については、令和3年5月21日付第202100046866号『『運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』の改正について』の通知にて、取扱いについて「活動中、原則マスクを着用する」としてありますが、「活動中」の考え方については、下記のとおりですので、貴校内の教職員へ周知をお願いします。

なお、これからの季節は熱中症のリスクが高まりますので、感染防止対策を講じつつも、熱中症予防対策を優先するようお願いします。

記

○マスク着用に係る基本的な考え方

- (1) 活動中には、生徒が実際に運動する場面は含まれないものとする。
- (2) 着用が必要な場面は、更衣中、活動場所への移動時、アップ・ダウン（体操やストレッチを行う場面）、休憩中、ミーティング、準備・片づけ等を行う場面とする。
- (3) (2)においても、生徒が息苦しさを感じている場合や気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く熱中症のリスクが高まっている場合は、マスクを外し、人と人の距離を2m以上空ける対応を行うなど熱中症予防対策を優先すること。

本件担当：学校体育担当 山本  
電話：0857-26-7922